

職業紹介事業における個人情報適正管理規定 1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、岐阜交通テクニカルサービス株式会社職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 石川麻衣とする。尚、連絡先は、058-215-0945とする。 2. 職業紹介責任者は、個人情報に取扱に関する教育・指導を年1回実施する事とする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。 3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等の客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。 4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があったばあいについては、苦情処理担当者の誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、石川麻衣とする。尚、連絡先は、058-215-0945とする。
--

届出手数料に係る事項
・別紙記載のとおり
※上記手数料は、消費税が含まれています。
※求職者の方からは手数料は徴収いたしません。

苦情の処理に関する事項
・求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。
苦情申出先 ： 職業紹介責任者 石川麻衣 、 連絡先 058-215-0945

職業紹介事業の業務運営に関する規程
第① 求 人 1 本所は、取扱業務の範囲に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。 但し、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通達の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所出来ないときは、電話、郵便、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示してください。但し、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付が出来ないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示してください。 第② 求 職 1 本所は、取扱業務の範囲に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。 但し、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。 2 求職申込みは、本人直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。 第③ 紹 介 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう責任を持って努めます。 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を紹介出来るよう責任を持って努めます。 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面又は希望される場合には、電子メールの使用により明示します。但し、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面又は電子メールの使用による明示が出来ないときは、あらかじめそれら以外の方法により明示を行ないます。 4 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行なわれている間は求人者に紹介を致しません。 5 就職が決定しましたら、求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。求職者からの紹介手数料の徴収は致しません。 第④ そ の 他 1 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、雇用関係が終了したとき及び紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。 2 本所が職業安定法関係法令に違反したために損害を受けた方は、別に本所から供託所へ供託してある保証金から所定の手続きを経て、損害の補証を受けることができます。 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密としてこれを他に漏らしません。 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。 5 本所の取扱業務の範囲は「国内」において、「全職種」と致します。 6 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくお尋ねください。

返戻金制度に関する事項
・当事業所は返戻金制度を設けておりません。

手数料表
(一般登録型の例示)



サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	5,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

21-ユ-300213

事業所の名称及び所在地

岐阜市六条南3丁目12-19

岐阜交通テクニカルサービス株式会社

代表取締役 石井靖彦

